

# 経 済 協 議 会 協 議 事 項

〔 日時 平成 31 年 2 月 21 日 (木)  
午前 10 時  
場所 第 2 委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 2 八戸市企業立地促進条例の一部改正（案）の概要について
- 3 八戸市特別会計条例の一部改正（案）の概要について
- 4 誘致認定について
- 5 農地利用最適化推進委員の欠員に伴う募集について
- 6 土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の廃止（案）について
- 7 「市民のさかな」の制定について
- 8 その他

## 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について

### 1. 協議内容

青森県新産業都市建設事業団運営の平成31年度における一般管理費の設置団体の負担額を定めるため、「青森県新産業都市建設事業団事業計画」の一部変更について設置団体と協議するもの。

### 2. 事業計画の一部変更の内容

「青森県新産業都市建設事業団事業計画」における平成31年度の一般管理費負担額を次のとおりとするもの。

設置団体	平成31年度において負担する額	負担割合
青森県	3,202,000円	1/2
八戸市	1,839,000円	1/2
十和田市	366,000円	・均等割分(10%) ・基準財政需要額割分(60%) ・委託事業費割分(30%)
三沢市	224,000円	
六戸町	105,000円	
東北町	168,000円	
おいらせ町	174,000円	
五戸町	155,000円	
南部町	171,000円	
計	6,404,000円	

#### 【参考：平成30年度負担額】

負担額計 6,576,000円  
うち八戸市 1,891,000円

## 八戸市企業立地促進条例の一部改正（案）の概要について

### 1. 改正の理由

3月限りで失効する企業立地促進のための奨励金交付制度を2年間延長するためのものである。

### 2. 改正の内容

条例の有効期限

【現行】平成31年3月31日 ⇒ 【改正案】平成33年3月31日

### 3. 施行期日

公布の日

## 参 考

○八戸市企業立地促進条例

（目的）

第1条 この条例は、当市における多様な産業の立地を促進することにより、産業構造の高度化を図り、もって産業の振興及び雇用の拡大に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 （略）

（奨励措置）

第3条 市長は、立地した企業に対し、予算の範囲内で次に掲げる奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

- （1）立地奨励金
- （2）操業奨励金
- （3）雇用奨励金
- （4）設備投資奨励金

2 前項第1号又は第2号に掲げる奨励金と同項第4号に掲げる奨励金は、重複して交付することができない。

（中略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（有効期間）

2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時まで交付決定された奨励金については、この条例は、その時以後においてもなお効力を有する。

（後略）

## 八戸市特別会計条例の一部改正（案）の概要について

### 1. 改正の理由

新産業団地の整備に係る経理は、地方財政法第6条の規定により、特別会計を設けて行うことと規定されていることから、八戸市特別会計条例の改正を行うもの。

### 2. 改正の内容

八戸市産業団地造成事業特別会計を設置するもの。

### 3. 八戸市産業団地造成事業特別会計の主な予算項目

#### (1) 歳入

市債

#### (2) 歳出

委託料、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金

### 4. 施行期日

平成31年4月1日

## 参 考

### 地方財政法（昭和23年7月7日号外法律第109号）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、（中略）当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない。  
（後略）

### 地方財政法施行令（昭和23年8月27日政令第267号）

（公営企業）

第46条 法第6条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| 1 水道事業    | 8 病院事業           |
| 2 工業用水道事業 | 9 市場事業           |
| 3 交通事業    | 10 と畜場事業         |
| 4 電気事業    | 11 観光施設事業        |
| 5 ガス事業    | 12 <u>宅地造成事業</u> |
| 6 簡易水道事業  | 13 公共下水道事業       |
| 7 港湾整備事業  |                  |

## 誘致認定について

### 1. 株式会社友伸エンジニアリングについて

平成31年2月4日付けで、株式会社友伸エンジニアリングと事業所開設に係る基本協定を締結し、誘致企業に認定しました。

#### (1) 会社の概要

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 本社所在地   | 東京都府中市是政二丁目16番地の23                               |
| ② 代 表 者   | 代表取締役社長 宮下 啓喜                                    |
| ③ 設立年月日   | 昭和46年4月16日                                       |
| ④ 資 本 金   | 1億円  |
| ⑤ 従 業 員 数 | 150名（平成31年1月末現在）                                 |
| ⑥ 事 業 内 容 | 電気・計装エンジニアリング、電気・計装盤類の製作、<br>産業用コンピュータのソフトウェア開発等 |

#### (2) 立地の概要

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| ① 事業所名    | 株式会社友伸エンジニアリング 八戸分室                 |
| ② 所 在 地   | 八戸市江陽二丁目19番33号 大成計装事業所2階            |
| ③ 開 設 年 月 | 平成16年10月                            |
| ④ 従 業 員 数 | 3名（平成31年1月末現在）<br>中長期的計画 10名        |
| ⑤ 事 業 内 容 | 水門システムをはじめとする受配電盤、制御盤、制御システム等の設計・開発 |

## 2. Apaman Property株式会社について

平成31年2月18日付けで、Apaman Property株式会社と事業所開設に係る基本協定を締結し、誘致企業に認定しました。

### (1) 会社の概要

- ① 本社所在地 東京都千代田区大手町二丁目6番1号  
朝日生命大手町ビル
- ② 代表者 代表取締役社長 大山 芳弘
- ③ 設立年月日 平成17年9月1日
- ④ 資本金 1億円
- ⑤ 株主 APAMAN株式会社（100%）
- ⑥ 従業員数 360名（平成30年12月末現在）
- ⑦ 拠点一覧 本社、5支社（札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡）、  
2支店、8営業所
- ⑧ 事業内容 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業務

### (2) 立地の概要

- ① 事業所名 Apaman Property株式会社 八戸事務センター
- ② 所在地 八戸市大字十三日町1番地 ヴィアノヴァビル304号室
- ③ 開設年月日 平成31年3月1日
- ④ 従業員数 51名（うち地元出身者51名）
- ⑤ 事業内容 自社で管理する賃貸物件に係る事務作業全般

## 農地利用最適化推進委員の欠員に伴う募集について

上長・豊崎区域を担当する農地利用最適化推進委員に1名の欠員が生じたことから、当該欠員を補充するため募集するものである。

※八戸市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則（抜粋）  
（推進委員の補充）

第6条 委員会は、解嘱、失職及び辞任により推進委員に欠員が生じたときは、この規則に定める手続きに基づき、速やかに当該欠員を補充するよう努めなければならない。

### ●募集に関するスケジュール

- 1 募集決定 2月8日（金）農業委員会総会
- 2 周 知 のうぎょうだより3月号(3/10発行)、ホームページ
- 3 募集期間 3月20日（水）～4月18日（木）の30日間
- 4 選 考 5月14日（火）農業委員会5月総会で選考、決定
- 5 委 嘱 6月14日（金）農業委員会6月総会で委嘱

## 土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の廃止（案）について

### 1 廃止する条例の内容

旧南郷村が村営で行った土地改良事業の受益地のうち、工事完了から 8 年以内に農地転用等を行う場合において特別徴収金を徴収するもの。

※特別徴収金とは、土地改良事業の受益地が一定期間内に農業外の用途等に供された場合に、その土地改良事業に投下された公共投資を回収する措置として、土地所有者等から徴収するもの。

### 2 廃止の理由

旧南郷村における最後の村営土地改良事業の工事完了から既に 8 年以上が経過しており、今後、当該条例の対象となる事例は発生しないため。

### 3 施行日

公布の日



## 「市民のさかな」の制定について

### 1. 趣 旨

市制施行90周年記念事業の一つとして、海から拓け、海とともに発展してきたまちである「水産都市八戸」のシンボルとなる「市民のさかな」を制定する。

制定にあたっては市民投票の結果を踏まえて選定した。

### 2. 市民投票

平成30年11月1日～平成30年11月30日まで

### 3. 投票総数

7,930票（有効票数：7,887票、無効票数：43票※白票、二重投票等）

### 4. 投票結果

順位	名 称	得票数(得票率)
1	イカ	3,427票 (43.5%)
2	サバ	1,858票 (23.6%)
3	サメ	610票 (7.7%)
4	サケ	485票 (6.1%)
5	カニ	386票 (4.9%)
6	イワシ	231票 (2.9%)
7	タコ	175票 (2.2%)
8	スケトウダラ	158票 (2.0%)
9	吉次 (キンキン)	145票 (1.8%)
10	ヒラメ	126票 (1.6%)
11	マダラ	81票 (1.0%)
12	カレイ	79票 (1.0%)
13	ホッキガイ	75票 (1.0%)
14	ナメタガレイ	51票 (0.6%)

### 5. 選定結果

市民のさかな **イカ**

### 6. 制 定 日

2019年5月1日（市制施行日）